# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、個人住民税関係事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで個人情報保護に万全を期 している。

# 評価実施機関名

松浦市長

## 公表日

令和7年9月30日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税課税事務				
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力				
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 個人住民税申告ポータル サービス検索・電子申請機能				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表24の項

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[  実施する	]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	8、53、57、58、5 6、98、106、108 7、151、152、15 1、172、173の項	9、63、65、 、115、124 5、156、15	務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、20、28、37、39、4 66、69、73、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、9 は、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、14 88、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、17 【情報照会】 務省令第2条の表48の項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

# 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 松浦市総務課行政係 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 松浦市税務課 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した

適用した理由

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年9月30日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和7年9月30日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 ]	ᄭᆍᇅᅜᄆᅘᄺ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
されている。	心(成)実に りいては、てれてん	10里点填日計圖:	音スは主境日計画者にのいて、リヘッ対象の計極が記戦			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	ステムを通じた。	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	ークシステムをご	通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	システムへのアクセスが可能 している。	能な職員は職員	は員番号、手の静脈による認証により限定しており、適切に管理			

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  ※選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は職員番号、手の静脈による認証により限定しており、適切に管理 している。				

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報	税務課長 川原 直	税務課長 石川 章浩	事後	DETINA MILCIM OFFICE
	5. 評価実施機関における担 VIリスク対策		新様式による項目追加	事後	
	I 関連情報	   • 番号法第19条第7号、同法別表第二	・番号法第19条第8号、同法別表第二		
令和4年3月11日	4. 情報提供システムネット I しきい値判断項目	(別表二における情報照会の根拠) 令和1年5月31日時点	(別表二における情報照会の根拠) 令和4年2月18日時点	事後	
令和4年3月11日	1. 対象人数	令和1年5月31日時点 令和1年5月31日時点  令和4年2月18日時点	令和4年2月18日時点	事後	
令和5年9月1日	1. 対象人数	令和4年2月18日時点	令和5年8月18日時点 令和5年8月18日時点	事後	
令和7年5月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、及び同法別表第1の項番号16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年5月20日	I 関連情報 4. 情報提供システムネット ワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	- 番号法第19条第8号、同法別表第二 (別表二における情報照会の根拠) :第一欄(博報照会)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(27の項) (別表二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報。 報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、3 5、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、7 4、80、84、87、91、92、94、97、101、10 2、103、106、107、108、113、114、11 5、116、117の項)	69、73、76、81、83、84、86、87、88、8 9、90、91、92、96、98、106、108、115、 124、125、129、130、132、137、138、1 40、141、142、144、147、151、152、15 5、156、158、160、161、163、164、16 5、166、167、168、169、170、171、17 2、1730項 【情報照会】	事後	
令和7年5月20日	VI リスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	様式変更により追加	事後	
令和7年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 個人住民税申告ボータル サービス検索・電子申請機能	事前	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年8月18日時点 令和5年8月18日時点	令和7年9月30日時点 令和7年9月30日時点	事前	